

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

能代市長 齊藤 滋宣

市町村名 (市町村コード)	能代市 (05202)	
地域名 (地域内農業集落名)	荷上場地区 (御倉町、仲町、下町、町館、館ノ下)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月20日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・山間部については、耕作放棄地が多く農地の利用は困難となっている。
- ・堤防下の開発川原地区では大雨のたび水没するため農地利用が困難である。
- ・中島地区は用排水が良くない状態で、担い手が現れない。このままでは耕作放棄地になる可能性が高い。
- ・ほ場整備区域外の集積が進んでいない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域の現状を理解している法人を中心に話し合い、将来の農地利用(集積等)を検討・実行する。
- ・中島地区の用排水について、補助事業等を活用し修繕していく。
- ・耕作放棄地を解消する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	113 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	111 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手に集積・集約化するため、地域の現状を理解している法人を中心に話し合い、将来の農地利用(集積等)を検討・実行する。 ・担い手(特に法人)への集積を促進するため、耕作条件等を解消する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・毎年行われる話し合いを農地の所有者にも周知し、耕作が困難な場合は制度の活用を勧めるようにする。 ・規模拡大を目指している経営体に借受の登録をしてもらう。
(3)基盤整備事業への取組方針
・現在のところ基盤整備事業を想定していないが、他の補助事業等で老朽化した用排水の修繕を検討している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・多様な経営体を確保し受け入れることができるよう、用排水等の耕作条件を整える。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じて活用を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--